

平成29年度くまもと若手芸術家海外チャレンジ事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、若者の海外チャレンジ意欲の向上を図るとともに、本県の将来の文化芸術を担う人材を育成するために、芸術家を目指す学生や若手芸術家のうち研修等に参加するため海外へ渡航する者（以下、「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要項によるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 研修等 次のア及びイに掲げるものをいう。

ア 海外芸術研修（芸術団体や学校等により実施される海外での芸術研修、芸術レッスン等）

イ 海外芸術コンクール（海外の著名な芸術コンクール、芸術コンテスト等）

(2) 芸術 「美術」「音楽」「舞踊」「演劇」「舞台美術」「映画」「メディア芸術」等、別途知事が設置する審査委員会が認めるもの。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 平成29年4月1日時点で15歳以上30歳未満であること。

(2) 本縣市町村の住民基本台帳に登録され、現に居住すること、又は過去に10年以上本県に居住したことがあること。

(3) 専門とする芸術分野で一定の活動歴があり、将来性が見込まれ、当該分野に係る学校又は団体の推薦があること。

(4) 外国での研修に堪えうる語学力を有すること。

(5) 研修等の受入先が確保されていることが証明できること。

(6) 保護者の同意があること。（高校生又は18歳以下の者に限る。）

(7) 研修等の開始時には義務教育を修了していること。

(8) 研修等が、平成29年7月3日から平成30年3月23日までの間に実施されるものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額
研修等のための往復航空費 (エコノミークラスの実費往復航空運賃に限る)	対象者1人につき 上限30万円

2 補助事業者は県からの内示日以降に航空運賃を支払うものとする。ただし、特段の事情があると認められる場合は、この限りでない。

3 研修等可能期間前に出発する場合は、補助の対象としない。

4 研修等可能期間後に帰国する場合は、往路のみを補助の対象とする。

(補助事業の募集)

第5条 補助事業の募集期間は、平成29年3月31日から平成29年5月31日までとする。
ただし、予算の執行状況によっては、追加募集を行うものとする。

(申込書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、申込書(別記第1号様式)に研修等計画書を添えて、募集期間内に1部提出するものとする。

(審査)

第7条 知事は、提出された申込書に基づき、研修等の内容を審査し、適当と認めた場合は、申請者に対し補助金内示通知書(別記第2号様式)により通知する。

2 前項の審査の詳細は、別に定める。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項に規定する内示通知書の受領後、速やかに交付申請書(別記第3号様式)を1部提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 規則第7条1項に規定する変更事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 研修等の計画の主要部分の変更

(2) 補助対象経費の30パーセントを超える増減

2 規則第7条第1項に規定する変更申請書の様式は、別記第5号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する第6条に規定する補助事業の内容等の変更の決定の通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第6号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは計画変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条の規定に基づき申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定により補助事業が完了したときは、実績報告書(別記第8号様式)を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は平成30年3月30日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

- 第14条 規則第16条第1項に規定する補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第10号様式)を提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を概算払で受けようとするときは、補助金概算払申請書(別記第11号様式)、補助金概算払請求書(別記第12号様式)に関係書類を添えて提出しなければならない。
- 3 前項の概算払は、交付決定額の2分の1を限度とする。

(証拠書類の保管)

- 第15条 規則第23条に規定する証拠となる書類の保管期間は、5年とする。

(雑則)

- 第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成29年3月31日から施行する。